

業務用都市ガス普及促進割引プラン

(付帯契約型)

寒河江ガス株式会社

目 次

| | |
|----------------|---|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 用語の定義 | 1 |
| 3. 割引種別 | 1 |
| 4. 適用条件 | 1 |
| 5. 契約の締結及び契約期間 | 2 |
| 6. 割引額等 | 2 |
| 8. その他 | 2 |

付則

| | |
|-----------|---|
| 実施の期日 | 3 |
| 1. (別表第1) | 3 |
| 2. (別表第2) | 3 |

1. はじめに

この業務用都市ガス普及促進プランは、(以下「付帯契約」といいます。)は、当社が行うガス小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。なお、この付帯契約は、当社が別に定めるガス小売供給約款(以下「ガス使用契約」といいます。)とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この付帯契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」・・・この付帯契約の適用対象となる、別表第1に定めるガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の各約款における用語の定義のとおりといたします。

3. 割引種別

- (1) 燃料転換割引 Aプラン
- (2) 燃料転換割引 Bプラン
- (3) 燃料転換割引 Cプラン
- (4) 燃料転換割引 Dプラン

4. 適用条件

この付帯契約は、割引種別ごとの次の全ての条件を満たし、お客さまがこの付帯契約の適用を希望する場合に適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の定める約款(別表第1)にもとづく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約にもとづく料金を口座振替又はクレジットカードによりお支払いになること。
- (3) 燃料転換割引 Aプラン
 - ① 現在使用している燃料が都市ガス以外のお客さま、もしくは、新築建替により都市ガスを使用が決定しているお客さまであること。さらに業務用であって、1か月における使用量が、50立方メートル以上使用が見込めること。さらに年間使用量が、600m³以上使用が見込めること。
- (4) 燃料転換割引 Bプラン
 - ① 現在使用している燃料が都市ガス以外のお客さま、もしくは、新築建替により都市ガスを使用が決定しているお客さまであること。さらに業務用であって、1か月における使用量が、75立方メートル以上使用が見込めること。さらに年間使用量が、900m³以上使用が見込めること。
- (5) 燃料転換割引 Cプラン
 - ① 現在使用している燃料が都市ガス以外のお客さま、もしくは、新築建替により都市ガスを使用が決定しているお客さまであること。さらに業務用であって、1か月における使用量が、100立方メートル以上使用が見込めること。さらに年間使用量が、1200m³以上使用が見込めること。
- (6) 燃料転換割引 Dプラン
 - ① 現在使用している燃料が都市ガス以外のお客さま、もしくは、新築建替により都市ガスを使用が決定しているお客さまがあること。さらに業務用であって、1か月における使用量が、500立方メートル以上使用が見込めること。さらに年間使用量が、6000m³以上使用が見込めること。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます)。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日(以下「適用開始日」といいます。)から、36か月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、そのガス使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、36か月目の定例検針日までといたします。

- (4) 既に主契約を締結しているお客さまが、主契約の変更又は割引種別の変更の申し込みをする場合の契約期間は、(3)の適用開始日から36か月目の定例検針日までといたします。
- (5) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって付帯契約の解約の期日といたします。

6. 割引額等

- (1) 割引額は、割引種別(別表第2)の区分に応じて定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 付帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

7. その他

その他の事項に関しては、一般ガス供給約款の約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和1年6月19日から実施いたします。

(別表第1)

(1) 主契約として当社の定める約款は、次のとおりいたします。

ガス小売供給約款

(2) その他当社が定める選択約款等に対しこの選択約款を適用する際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。

(別表第2)

| 割引種別 | 割引額(1月につき) |
|-------------|---------------|
| 燃料転換割引 Aプラン | 主契約のガス料金×0.30 |
| 燃料転換割引 Bプラン | 主契約のガス料金×0.35 |
| 燃料転換割引 Cプラン | 主契約のガス料金×0.40 |
| 燃料転換割引 Dプラン | 主契約のガス料金×0.45 |

2. その他

お客様の申し込み算定基準としては、最初のガス使用月の使用量をもとにいたします。

現在使用しているガス機器の変更なく、LPガスから都市ガスへの切替だけの場合は、現在使用しているガス使用量をもとに算定する場合があります。

使用開始から1年経過後にお客様プランの内容を確認させて頂く場合があります。

プラン内容と実際の使用形態が違った場合は解約をして頂く場合があります。